

## 改装、移転の流れ

### 1.移転先の墓地を決める

引越しする事が決まったら、まずは引越し先を探すことになります。

墓地・霊園には受け入れ条件などがある場所もありますので事前に確認されることをお勧めいたします。

### 2.永代使用許可証 又は 受け入れ証明を発行してもらう

引越し先の墓地で、墓地使用の許可として永代使用許可証又は受入証明書を発行してもらいます。

### 3.改葬許可申請書を入手する

今現在お墓のある市町村役場で改葬許可申請書をもらい、必要事項を記入します。

そして、今現在お墓のある墓地の管理者（寺院の場合はご住職様、霊園の場合は管理事務所）に依頼し、記入・捺印してもらいます。

### 4.改葬許可証を発行してもらう

今現在お墓のある市町村役場に必要事項を記入した改葬許可申請書と引越し先の永代使用許可証（受入証明書）を提出し、改葬許可証を発行してもらいます。

### 5.魂抜き（性根抜き）をしてもらう

今現在お墓のある墓地管理者に改葬許可証を提示し、お骨や土を取り出します。

お骨や土をお墓から取り出す前にお寺様に魂抜き（性根抜き）をしてもらいます。事前にお寺様に相談し、日時を決めておきましょう。

### 6.墓石の撤去・移転

依頼された石材店が工事を行います。墓石を全て引越される場合、一度解体し、引越し先の墓地へ運び据え付けます。移転先で新しい墓石を建てられる場合は解体し、撤去処分します。

### 7.お墓に納骨、宗旨・宗派にのっとった法要を行う

引越し先の墓地管理者に改葬許可証を提示し、納骨します。納骨の際には、宗旨・宗派にのっとった法要が行われますので、事前にお寺様に相談しましょう。

※市町村や、墓地・霊園により必要な書類や手続きが異なる場合がありますので、詳しくは各機関にお問い合わせください。

# 改葬許可申請書見本

平成 年 月 日

京丹後市長 中山 泰 様

戸籍謄本の本籍、または住所  
を記入して下さい。

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話 \_\_\_\_\_ 修正等がありましたら連絡します。

下記のとおり改葬許可を受けたく、墓地 葬等に関する法律第5条第1項及び同法施行規則第2条の規定により申請します。

死亡者の本籍	京都府京丹後市峰山町〇〇番地	京都府京丹後市峰山町〇〇番地	京都府京丹後市峰山町〇〇番地
死亡者の住所	京都府京丹後市峰山町〇〇番地	京都府京丹後市峰山町〇〇番地	京都府京丹後市峰山町〇〇番地
死亡者の氏名	京丹後 二郎	京丹後 花子	京丹後 一郎
死亡者の性別	男・女	男・女	男・女
死亡年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
埋葬又は火葬の場所	京丹後市網野町網野斎場	埼玉県〇〇ホール	東京都〇〇ホール
埋葬又は火葬の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
改葬の理由	現住所の近隣で供養したい為	現住所の近隣で供養したい為	現住所の近隣で供養したい為
改葬の場所	京都寺墓地（京都市・区・12）	京都寺墓地（京都市・区・12）	京都寺墓地（京都市・区・12）
申請者との続柄	弟	母	父

上記のとおり 埋葬 納骨 されていることを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇

必ずどちらかにまるをお  
願います。

墓地管理者（納骨堂管理者） 住所（現在の墓地管理者住所） \_\_\_\_\_  
氏名（現在の墓地管理者名） \_\_\_\_\_ 印

# 改葬許可申請書

平成 年 月 日

京丹後市長 中山 泰 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話 \_\_\_\_\_

下記のとおり改葬許可を受けたく、墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項及び同法施行規則第2条の規定により申請します。

死亡者の本籍			
死亡者の住所			
死亡者の氏名			
死亡者の性別	男・女	男・女	男・女
死亡年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
埋葬又は火葬の場所			
埋葬又は火葬の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
改葬の理由			
改葬の場所			
申請者との続柄			

上記のとおり 埋葬 納骨 されていることを証明します。

平成 年 月 日

墓地管理者（納骨堂管理者） 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

